平成２９年（フ）第２３１号
兵庫県宝塚市高司１丁目５番17号
債務者　金平　美穂
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２５１号
兵庫県伊丹市西台５丁目４番５－107号
債務者　北住　睦子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１１１号
鳥取県米子市永江570番地２　市住52Ｒ１－302号
債務者　柴田　　司
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第４６２号
広島市中区大手町５丁目14番10－506号　大手町コータース
債務者　戸倉　律子
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５９９号
広島市南区仁保新町２丁目９番22－103号
債務者　安井　俊二
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６７６号
広島市中区西川口町４番13－101号
債務者　入道　美子
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７１５号
広島市安佐北区可部東２丁目４番８－104号
債務者　小林　房夫
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７７８号
広島市中区羽衣町８番21－402号
債務者　白川　健一
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９２号
山口県下関市横野町１丁目18番29号
債務者　Ｒｅｅｐこと　磯田　明美
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１０６号
山口県下関市上田中町５丁目７番６号
債務者　久保田　徹
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
愛媛県新居浜市垣生５丁目７番47号
債務者　石井　裕二
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第３９５号
熊本市西区上高橋１丁目９番１－804号
債務者　大森　昭子
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５２号
熊本県八代市古城町2467番地１
債務者　吉田　全克
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第２６３号
宮崎市大字赤江409番地　市営住宅170棟29号
債務者　渡邊　和男
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２９８号
宮崎市橘通西２丁目２番14号　ＡＳＴＥＥＱ602号
債務者　竹山　昭彦
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３８７号
鹿児島県鹿児島市紫原２丁目37番11号　秀峰ハイツ203号
債務者　奥　　幸子
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第８３号
宮城県大崎市古川福沼２丁目14番61号　小泉アパート
債務者　進藤　　淳
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係